

## 〈会 議 報 告〉

会議の名称	平成 27 年度 第 2 回西胆振地区障がい者雇用支援助地域合同会議
開催日・参加者	平成 27 年 11 月 18 日(水) 13:00~16:30 参加者 34 名 (事務局含む)
会 場	室蘭市中小企業センター 2F中会議室A
〈会議内容〉	
開会挨拶 胆振日高障がい者就業・生活支援センターすて〜じセンター長 鹿野内賢士	
議題 1 ) 管内における就労状況について 室蘭公共職業安定所 統括職業指導官 杉村雅通 氏	
・今年度は精神障がい・発達障がいのニーズも増えており、月平均 13 名程度就職が決まっている。しかし、障がい者が応募できる求人が少なく、選考依頼をしても受けてもらえない場合がある。理由→危険が伴う、少人数体制なため十分なサポートができない、マッチングできる人材の不足等々今後も求人開拓を行っていく。	
・ハローワークの取組みについて～H27.4～トータルサポーターとして精神保健福祉士を配置し、月 1 回第 4 木曜日カウンセリング中心の面談を実施している。	
・合理的配慮について～リーフレット参照	
●H30 から精神障がい者が法定雇用率にカウントされるが、管内での動きはあるのか？ →知識として持っている事業所はあるが、現状での動きはない。	
●ブラック企業での障がいがある人の雇用状況は？ →現状では特に聞いていない。一般企業ではあるのかもしれない。	
●ハローワークでの精神保健福祉士制度(配置状況・利用)について →管内在住で求職登録し、来所できる方が対象。中・大規模ハローワークに配置している。	
議題 2 ) 差別解消法・合理的配慮について 胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなす 地域づくりコーディネーター 國松直人 氏	
・北海道障がい者条例により、地域の暮らしにくさや紛争解決にも取り組んできたため、これまで同様に取り組んでいく。	
●理不尽な対応への訴えについて →事業所が利用者の訴えに対して虚偽報告をした時は 20 万円以下の罰金が科せられる。双方の話し合いによって解決されているのであれば問題はない。	
●差別解消法・合理的配慮・虐待防止法などの情報がごちゃまぜになっている。 →今後、フォーラムや勉強会の実施、イベント・ホームページなどでも周知していく予定。	
議題 3 ) すて〜じの支援体制・情報提供について	
1.直 B の取組み状況～別紙資料参照	
・制度や仕組みが先行しており、本人の気持ち(移行支援事業所に何のために来ているのか)が追い付いていないことも多い。学校の先輩など身近な人の体験しているビデオを見ると、取組みやすいかもしれない。	
・そもそも、本人が社会でどうやって自立できるかを考えなければならない。職親会等を活用して、企業で稼働できる人は企業に向けるための努力が必要→事業所間の連携が足りていないと感じる。	
2.支援状況報告～別紙資料参照	
・ナカボツセンターでは、支援エリアが広いため定着支援の弱さが課題になっており、関係機関との連携が重要である。	
・現場の理解を深めるため、勉強会の開催や事業所に対して求人や助成金活用などの情報提供を行っている。	
・数字として目に見える成果をあげることも大事だが、今後は「質」にも力を入れていかななくてはならない。	

### 3.その他

#### 〈情報提供〉

#### ・伊達市における生活困窮に伴う就労支援について

すて〜じも相談役として関わっている。伊達市では困窮者が企業で職場体験を行う際、市が企業に対して、A型事業所の日勤単価分を負担して受け入れてもらうことも検討している。

#### 〈求人情報〉

①カナモト ②ホクリョウ ③タイニ産業 ④わかさいも ⑤伊達環境管理 ⑥マックスバリュ-東室蘭店

●会社によっては身体障害者などと障害を限定される場合もあるが、種別について確認したい。

→もう少し細かな情報を確認し、後日お知らせする。

#### 議題4) その他

#### ・すて〜じの今年度予定について

\*11月に予定していた雇用促進セミナーは年明け2月くらいの開催になる見込み。

\*はたらく仲間の集い〜伊達市では体力測定、苫小牧市・日高町ではドラムサークルを行った。今後、室蘭市でも開催予定。

閉 会